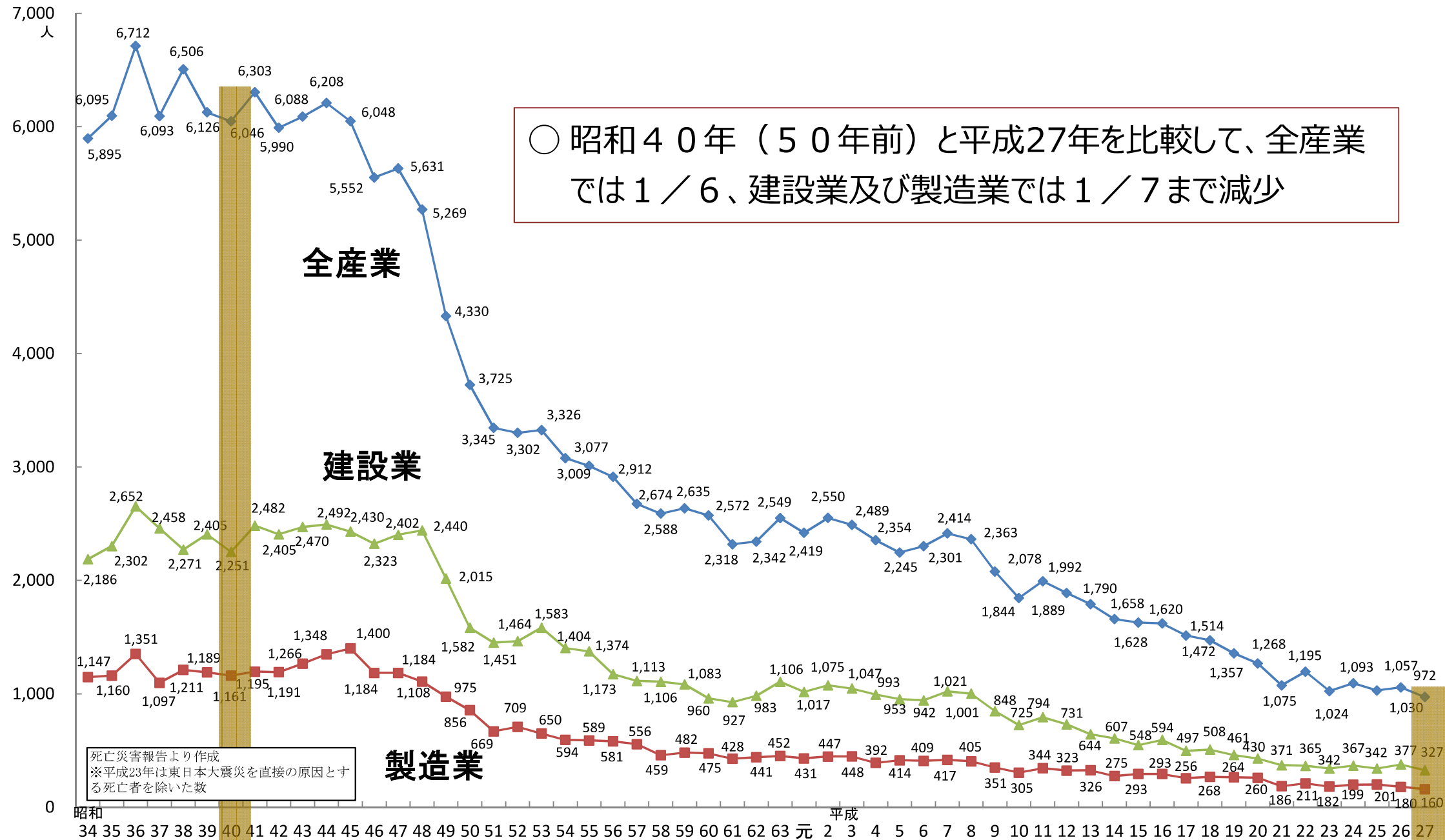


建設業における労働安全衛生対策

厚生労働省 安全衛生部

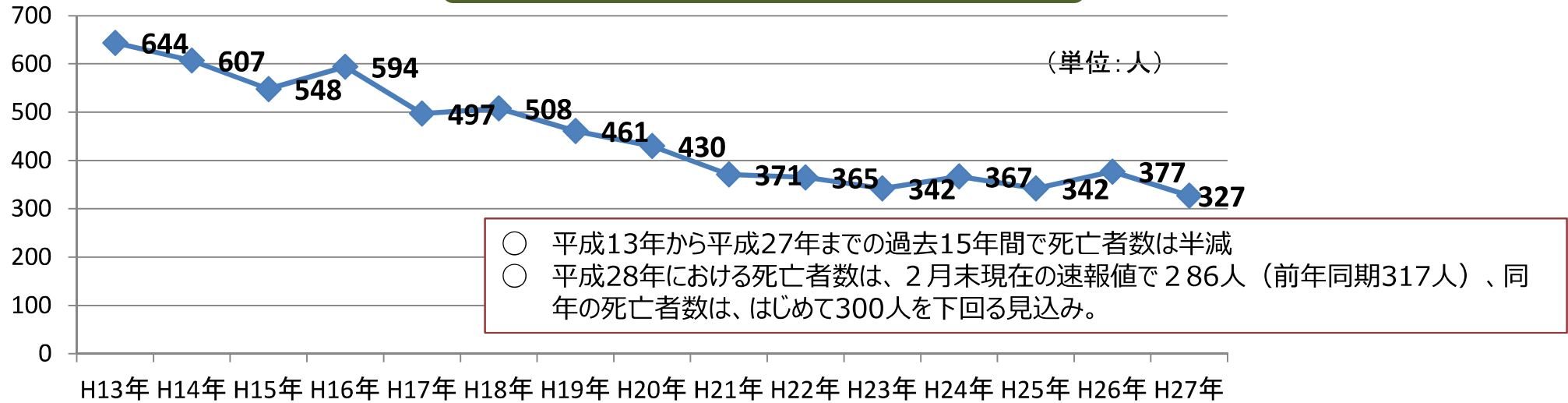
死亡災害発生状況の推移

○ 昭和40年（50年前）と平成27年を比較して、全産業では1／6、建設業及び製造業では1／7まで減少

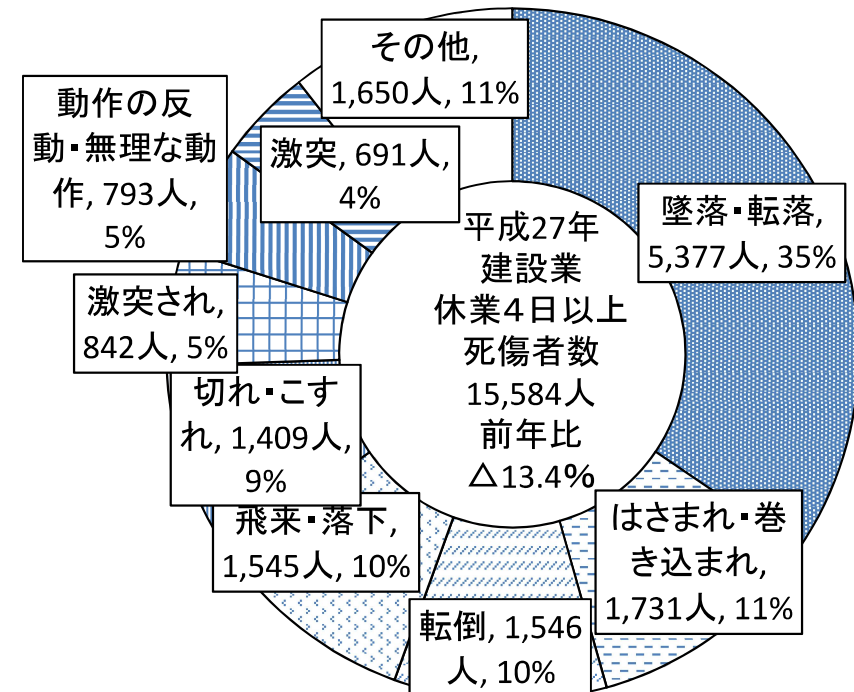
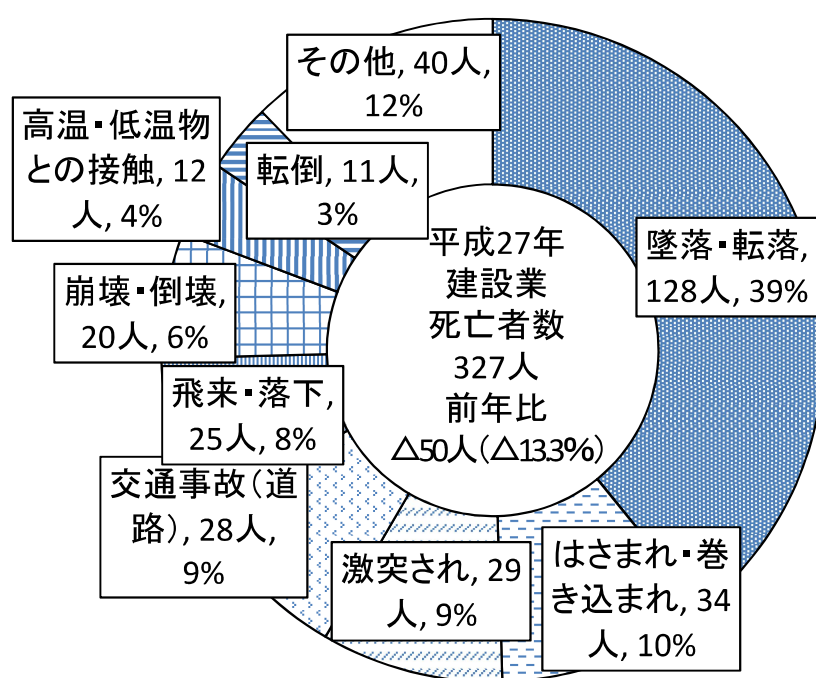


建設業における労働災害の発生状況

過去15年間の死亡者数の推移



平成27年における事故の型別内訳



一人親方等の死亡災害発生状況（平成27年）

- 一人親方とは、労働者を使用しないで土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊もしくは、解体またはその準備の事業（大工、左官、とび職人など）等の事業を行うことを常態とする方であり、一人親方等とは、これに加えて中小事業主、役員、家族従事者を含む。
- 労働災害統計の「死亡災害発生状況」には含まれない。

1. 工事の種類別

工事の種類	一人親方等	
		一人親方
土木工事	11 (12)	5 (4)
建築工事	53 (38)	35 (25)
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	11 (6)	5 (4)
木造家屋建築工事	27 (21)	22 (16)
その他の建築工事	15 (11)	8 (5)
その他の建設工事	14 (10)	8 (2)
分類不能・不明	3 (4)	0 (1)
総計	81 (64)	48 (32)

2. 事故の型別災害発生状況

事故の型	一人親方等	
		一人親方
墜落、転落	50 (38)	34 (22)
はさまれ、巻き込まれ	9 (4)	4 (1)
激突され	4 (6)	3 (3)
飛来、落下	3 (2)	1 (1)
崩壊、倒壊	2 (5)	1 (2)
おぼれ	2 (1)	1 (0)
有害物等との接触	2 (0)	1 (0)
火災	2 (0)	1 (0)
その他	7 (8)	2 (3)
合計	81 (64)	48 (32)

3. 墜落、転落災害に係る起因物別災害発生状況

起因物	一人親方等	
		一人親方
屋根、はり、もや、けた、合掌	16 (11)	11 (6)
足場	12 (12)	8 (10)
建築物、構築物等	11 (9)	8 (4)
はしご等	6 (3)	3 (1)
路肩等の地山	3 (0)	2 (0)
建設機械等	2 (3)	2 (1)
合計	50 (38)	34 (22)

* 厚生労働省調べ

* 「一人親方等」の「等」は、中小事業主（25名）、役員（4名）、家族従事者（4名）である。

* ()内は平成26年数値

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の概要

1. 目的

- 労働災害防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保することを目的とする。

2. 事業者、労働者の責務

- 最低基準の遵守のみならず、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保することを事業者の責務として規定。
- 労働災害防止のための必要な事項を守ること等を労働者の責務として規定。
- 建設工事の請負契約の注文者等が、施行方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を附さないように配慮することを規定。

3. 労働災害防止計画

- 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見を聴いて、労働災害防止のための主要な対策に関する事項等を定めた計画を策定しなければならない。

4. 安全衛生管理体制

- 安全衛生管理のため、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医等の選任や安全委員会・衛生委員会等の設置を義務付け。

5. 事業者等の講ずべき措置

- 労働災害を防止するために事業者が講ずべき具体的措置(※)として、以下を規定。
 - 危険防止措置や健康障害防止措置
 - 健康保持増進措置
 - リスクアセスメント(危険性・有害性等の調査等) 等
- 元方事業者等による関係請負人の労働者の労働災害防止のための措置
- 危険な機械等や危険・有害な化学物質に関する規制

※ 詳細な内容については、法律に基づき、労働安全衛生規則等において網羅的に規定。

6. その他

- 労働基準監督官等による監督等

建設業の安全対策

労働安全衛生法での建設業の安全対策

労働安全衛生法

発注者	施工方法、工期等について、労働安全衛生を損なうおそれのある条件を附さないよう配慮等				
元請事業者	元請・下請事業者の労働者の混在作業による労働災害を防止するための連絡調整、指導、設備・機械等の安全確保				
事業者 (下請事業者)	有資格者・作業主任者※ ¹ の配置 (就業制限等)	特別教育※ ² 等 安全教育	高所作業の安全対策	建設機械等の安全対策	掘削作業等の安全対策
			工事用仮設物の安全対策		
国	労働基準監督官等による監督等				

第12次労働災害防止計画※³での重点対策

※¹ 移動式クレーン運転士免許、足場の組立等作業主任者 等
※² ずい道等の掘削、覆工等の業務に係る特別教育 等

- 墜落・転落災害防止対策 様々な場所からの墜落・転落災害防止対策の推進、ハーネス型安全帯の普及
- 全国的な人材不足等を踏まえた対策 発注者に対する要請（安全経費の積算計上を含む）、統括安全衛生管理の徹底
- 解体工事対策 アスベストばく露防止対策、解体工事の安全対策
- 東日本大震災の復旧・復興工事対策 被災地での労働災害防止対策の実施、新規就労者に対する安全衛生教育の実施

※³ 労働安全衛生法第6条に基づき、厚生労働大臣が定める5カ年計画。第12次の計画は平成25年度から平成29年度まで

労働安全衛生法における 下請事業者、元請事業者、発注者の労働災害防止に関する義務

発注者

発注者の義務

- ① 施工方法、工期等について、労働安全衛生を損なうおそれのある条件を附さないよう配慮（法第3条第3項）
- ② 一の場所で、二以上の元請事業者に請け負わせている場合、元請事業者のうちから、統括安全衛生管理を講ずべき者を指名（法第30条第2項）

元方事業者

元方事業者等の義務

- 関係請負人が労働安全衛生法令に違反しないよう指導（法第29条）
- 元請・下請の労働者の混在作業によって生ずる労働災害防止のため、
 - ・ 協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、作業場所の巡視
 - ・ 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導・援助等の実施（法第30条）
- （請負人の労働者に使用させる場合の）足場、クレーン等の安全確保（法第31条）

下請事業者

下請事業者

労働者

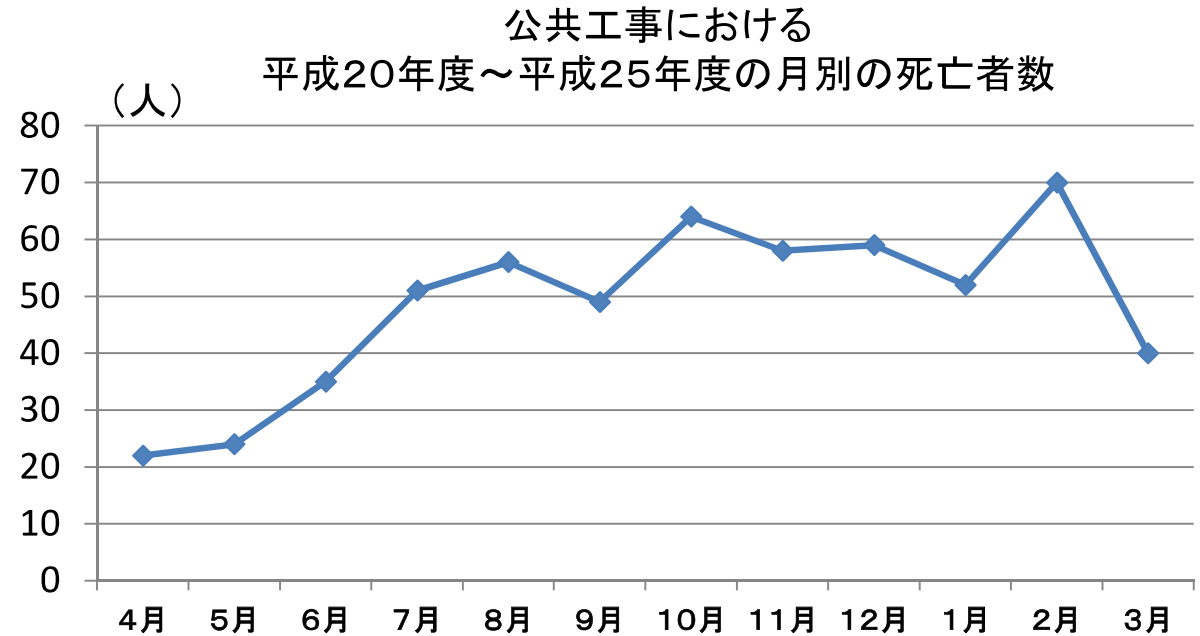
労働者

労働者を雇う事業者の義務

- 機械等の安全対策（クレーン、玉掛け、車両系建設機械、車両系荷役運搬機械など）
- 足場、通路、作業構台などの安全対策（墜落・転落防止対策など）
- 危険・有害物による危険・健康障害防止対策（化学物質の管理、曝露防止など）
- リスクアセスメントの実施
- 労働者への安全衛生教育（雇入れ時教育、特別教育など）
- 作業環境測定
- 健康診断の実施（一般健康診断、特殊健康診断など）

計画的な発注、適正な工期設定に向けて

- 公共工事における死亡災害は2月に多く発生している傾向
- 建設業からのヒアリングから、
 - ・ 工期末に向けた追い込み時期であり、工事を急ぎ、現場が繁忙になる
 - ・ 業者が多数入場し、現場が錯綜するなどにより、現場の危険性が高まることなどが要因として考えられる。



平成26年1月13日付け基安安発0113第1号

「公共工事における月別の死亡労働災害の発生状況等を踏まえた対応について」

- 厚生労働省から国土交通省へ計画的な発注、適正な工期設定等を要請
- 自治体等には都道府県労働局から働きかけるよう指示

安全衛生経費の確保について国土交通省と連携して対応



厚生労働省



国土交通省

発注者
(発注者・受注者間)

- 発注者へ施工時の安全衛生を確保するために必要な経費の積算を求めてきた。
- 平成19年3月22日付け基発第0322002号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」

- 建設業法を遵守した適正契約を推進
- 発注者には、建設業法に照らし、どのような行為が不適切であるかを示した「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」で周知

元請事業者
(元請・下請間)

- 元請・下請間の請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者等の明確化等を指導してきた。
- 平成7年4月21日付け基発第267号の2「元請事業者による建設現場安全管理指針について」

- 「建設業法令遵守ガイドライン～元請負人と下請負人の関係に係る留意点～」を平成26年10月に改定。労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化の手順を盛り込み、対策強化。

＜平成27年度＞ 厚労省と国交省の連名でパンフレットを作成

民間発注団体、都道府県（建設業担当部局・公共工事担当部局）、建設業団体、建設事業者に周知啓発

- ① 元請・下請間の請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化
- ② 発注者における施工時の安全衛生を確保するために必要な経費の積算

＜平成28年度＞ 建設工事における安全経費の確保に係る実態調査

元請事業者、下請事業者、発注者を対象に安全経費の取り扱いに関する実態調査を行っている。

「見える」安全活動コンクール

- 広く公募した創意工夫事例の中から優良事例を決定し、厚労省ホームページで公開（平成23年度から）。
- 「見える」安全活動とは、危険性、有害性を可視化（見える化）すること、また、それを活用することによる効果的な安全活動のこと。

【蛍光シールによる安全帯使用状況の見える化】



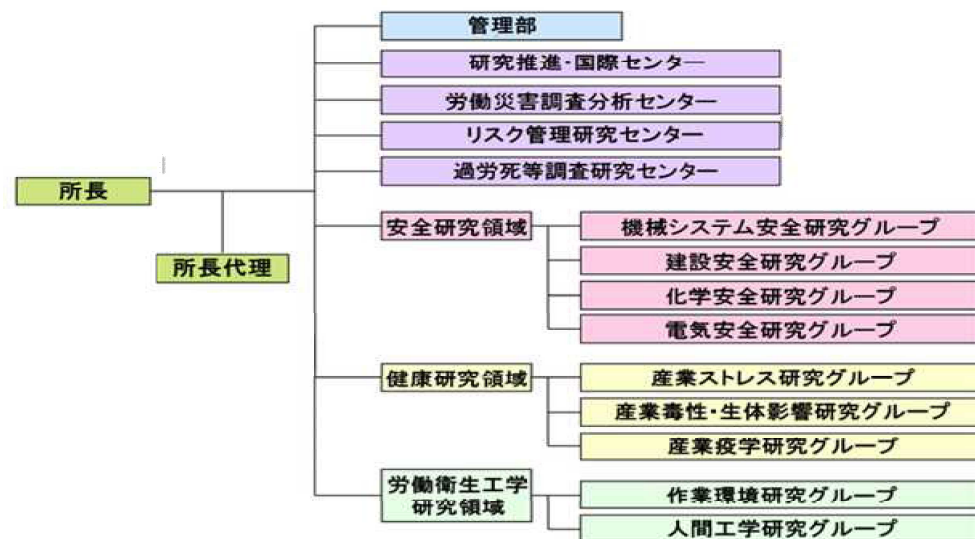
【「携帯式熱中症計」による作業環境の見える化】



労働安全衛生総合研究所における調査研究

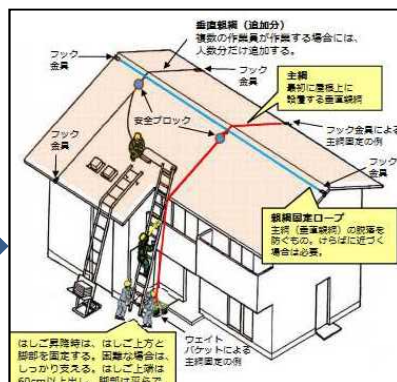
労働安全衛生総合研究所

- （独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所は、調査研究を通じて、行政施策の立案・実施に科学技術的側面から貢献するとともに、事業者等において事業場の安全衛生の確保・向上が図られるよう、調査研究から得られた知見を情報発信している。



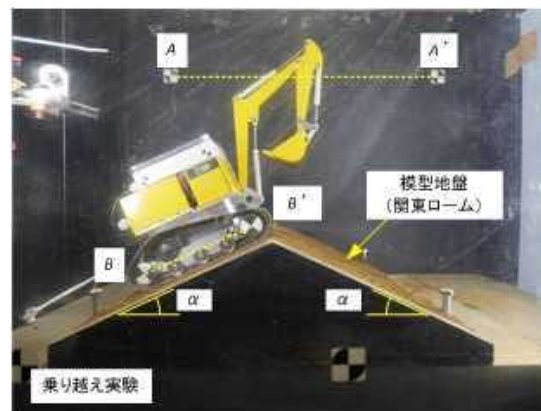
<研究例>

○屋根からの墜落防止研究



足場の設置が困難な屋根上での墜落防止マニュアルの作成

○重機の転倒防止研究



現場地耐力試験法の開発

建設業労働災害防止協会による自主的な取組の推進

建設業労働災害防止協会

- 労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）に基づき、昭和39年に設立された団体（会長：錢高一善 株式会社錢高組会長）
- 建設業を営む事業主（48,891事業場）及び事業主の団体（575団体）が会員となって組織され、労働者の安全及び衛生についての措置に対する援助及び指導を行うなど、行政と連携し労働災害の防止のための自主的な活動を促進している。

建設業労働災害防止規程

- 労働災害防止団体法に基づき、建設業における労働災害の防止について、労働安全衛生法に基づく最低基準に加え、これを上回って会員が守らなければならない事項を定めた自主規範である建設業労働災害防止規程（厚生労働大臣の認可）を設定。

安全衛生技術支援

- 建設工事の安全衛生に関する専門家を安全指導者として、全国の都道府県支部に約3,900名配置し、建設現場への安全パトロール等を通じて、事業者の自主的な安全衛生活動を支援。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会施設工事における安全衛生対策の基本方針

[2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 大会施設工事安全衛生対策協議会]

アスリートが最高のパフォーマンスを発揮できるよう、世界の人々に感動を与える場となる大会施設を着実に整備するため、工事を安全最優先で施工することが不可欠。大会施設の建設工事のリスクに対し、安全衛生対策を徹底する必要。

基本的な考え方

- 国内外から注目される大会施設の建設工事を、大会の一つのレガシー（引き継がれていく有益な遺産）として、今後の快適で安全な建設工事のモデルへ。
- 大会施設の建設工事に携わる者一人一人が世界最大の平和の祭典に参加しているという認識を持ち、安全衛生対策は、元請、下請（一人親方も含む。）の別なく、労使協調の下、統一的に実施。



大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所JV作成／JSC提供

①発注者等による安全衛生の取組

安全衛生対策は発注・設計段階から開始。労働災害や公衆災害などの重大なリスクに対してより適切な対処を可能とする。

②リスクアセスメントの実施促進等

リスクアセスメントを徹底し、工法自体の選択も含めて抜本的なリスク低減策を講じ、工事従事者にはきめ細やかな安全衛生教育

③墜落・転落災害等の防止徹底

建設工事で多く発生している墜落・転落災害や公衆災害の防止への重点的な取組み

④より魅力ある建設現場の構築

女性や若者が安全に安心して、やりがいを持って働ける現場を構築。

対策の実施状況を協議会でフォローアップ

大会エンゲージメントへの貢献

安全衛生対策の分かりやすい情報発信や技術者間交流などを通じて、たくさんの人達と一緒に大会を創り上げていこうとする大会エンゲージメントにも貢献

世界に誇る日本の建設工事の高い安全性と信頼を次の世代へ継承

労災保険の特別加入制度について

1. 趣旨

労災保険は、労働基準法に基づく事業主の災害補償責任を担保することを基本とする制度である。労働基準法上の労働者でない者については対象外とされているが、特別加入とは、業務の実態、災害の発生状況等からみて労働者に準じて保護することが適当である者について労働者とみなし、業務災害及び通勤災害について保険給付等を行う制度。

2. 特別加入の対象者

① 中小事業主及びその者が行う事業に従事する者

② 労働者を使用しないで次の事業を行う一人親方その他自営業者及びその者が行う事業に従事する者

○個人タクシー業者、個人貨物運送業者 ○大工、左官、とび、石工等の建設業の一人親方 ○漁船による水産動植物の採捕の事業に従事する者 ○植林、伐採、木炭製造等を行う林業の一人親方 ○医薬品の配置販売業者 ○廃品回収業、くず鉄業と呼ばれる事業を行う再生資源取扱業者 ○船員法第1条に規定する船員が行う事業に従事する者

③ 特定作業従事者

○特定の危険有害な農作業に従事する者 ○特定の農業機械を用いて農作業を行う者 ○国、地方公共団体が直接、または、事業主団体に委託して実施する職場適応訓練として行われる作業に従事する者 ○危険有害な作業に従事する家内労働者 ○労働組合等常勤役員 ○介護作業従事者

④ 海外派遣者

3. 保険給付

原則として、労働者の場合と同様の給付(二次健康診断等給付を除く)

* ②、③の一部については、通勤災害に関して給付が行われない。

4. 保険料率

① : 当該事業に適用される労災保険率と同一の率

②～④ : 事業又は作業の種類毎の特別加入者の災害率等を考慮して定める率

5. 給付基礎日額

3,500円～25,000円までの16段階のうち希望額を徴し、都道府県労働局長が決定した額

建設業の一人親方の労災保険特別加入の状況

1. 労災保険における「一人親方」

- 労働基準法上の「労働者」に該当しない者であること。
- 労働者を使用しないで土木、建築その他の工作物の建設、改造、修理、解体等の事業を行うことを常態とする方であること。(大工、左官、とび職等)

2. 加入状況（平成27年3月末（括弧内：26年3月末））

建設業就業者	498万(509万)
雇用者	404万(416万)
自営業主・家族従事者	93万(92万) ※1
雇有業主	
雇無業主	58万(56万)
家族従事者	

○ 厚生労働省では、一人親方に該当するのは、自営業主のうち雇 無(こなし)業主58万人と推計。

○ 「自営業者・家族従事者」(93万人)の中には、「雇有(こあり)業主」(一人以上の有給の雇用者を雇っている者)が含まれている。(※1)

特別加入者
(建設業の一人親方)
42万(41万)

※出典:各就業者数→総務省「労働力調査」
特別加入者数→厚生労働省「労働者災害補償保険事業年報」

3. 一人親方の加入状況の推移

	H12年		17年		22年		24年	25年	26年	27年
一人親方特別加入者	21万	..	27万	..	36万	..	38万	40万	41万	42万
一人親方(雇無業主)	55万		57万		59万		60万	56万	56万	58万
	38%		47%		61%		63%	71%	72.5%	73%

- 一人親方数はほぼ横ばいだが、一人親方の特別加入者数は、大きく増加している。